

# 事業者のみなさまへ

## 騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届出 はお済みですか

川口市内は騒音については全域が、振動については工業専用地域を除く全域が規制地域となっています。規制地域内に表1～3（裏面）の施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに、所定の様式で市長あてに届け出てください。また、表4の作業を行おうとする場合は、その作業の開始の日の30日前までに届け出てください。

騒音・振動の防止の方法、氏名（名称、住所、所在地）を変更する場合や、届け出た施設の使用を全廃した場合、届出者の地位を承継した場合にも届出が必要です。

施設の数を変更する場合にも届出が必要になる場合があります。

届出の記載方法などについては環境保全課までご相談ください。

※届出様式は以下のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030059/28030059.html>

## 騒音・振動の規制基準を守ってください

規制基準を守り、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

騒音の規制基準（単位：デシベル）

区域区分	時間区分			
	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜 (午後10時～ 午前6時)
1種 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 安行近郊緑地保全区域 (市街化調整区域の部分に限る)	45	50	45	45
2種 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 (安行近郊緑地保全区域の部分を除く)	50	55	50	45
3種 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
4種 工業地域 工業専用地域	65	70	65	60

振動の規制基準（単位：デシベル）

区域区分	時間区分	
	昼 (午前8時～ 午後7時)	夜 (午後7時～ 午前8時)
1種 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	60	55
2種 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

- 騒音・振動ともに、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲50mは、表中の値から5デシベルを減じた基準となります。（騒音の区域区分1種は除きます。）
- 騒音・振動ともに事業所の敷地の境界における基準値です。
- 区域区分は都市計画法の用途地域に基づいて定められています。

届出・問い合わせ先

川口市環境部 環境保全課 騒音振動係

〒332-0001 埼玉県川口市朝日 4-21-33（朝日環境センター内）

TEL: 048-228-5389 FAX: 048-228-5311

E-mail: 090.05030@city.kawaguchi.lg.jp

（市役所からは離れています。ご容赦ください。）

騒音規制法（第6条第1項）・振動規制法（第6条第1項）

表1 特定施設

騒音	振動
※ 1 金属加工機械 イ 圧延機械（定格出力の合計が22.5kW以上） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式、定格出力が3.75kW以上） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ 機械プレス（呼び加圧能力294キロニュートン以上） ヘ セン断機（定格出力3.75kW以上） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外の密閉式を除く） ヌ タンブラー ル 切断機（といをしを用いるもの）	※ 1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ 機械プレス ハ セン断機（定格出力1kW以上） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（定格出力37.5kW以上）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力が7.5kW以上）	2 圧縮機（原動機定格出力が7.5kW以上）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力7.5kW以上）	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力7.5kW以上）
4 織機（原動機を用いるもの）	4 織機（原動機を用いるもの）
※ 5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上） ロ アスファルトプラント（混練重量200kg以上）	5 コンクリートブロックマシン（定格出力の合計2.95kW以上）、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（定格出力の合計10kW以上）
6 穀物用製粉機（ロール式、定格出力7.5kW以上）	
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力2.25kW以上） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用：定格出力15kW以上、木工用：定格出力2.25kW以上） ホ 丸のご盤（製材用：定格出力15kW以上、木工用：定格出力2.25kW以上） ヘ かなな盤（定格出力2.25kW以上）	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力2.2kW以上）
8 抄紙機	7 印刷機械（定格出力2.2kW以上）
9 印刷機械（原動機を用いるもの）	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、定格出力30kW以上）
10 合成樹脂用射出成形機	9 合成樹脂用射出成形機
※ 11 鋳型造型機（ジョルト式のもの）	※ 10 鋳型造型機（ジョルト式のもの）

※印の施設を持つ工場・事業場は公害防止主任者等の選任が必要です。詳細はお問い合わせください。

埼玉県生活環境保全条例（第52条第2項）

表2 指定騒音施設

イ 木材加工機械 (1) 帯のご盤 (製材用: 定格出力15kW未満、木工用: 定格出力2.25kW未満) (2) 丸のご盤 (製材用: 定格出力15kW未満、木工用: 定格出力2.25kW未満) (3) かなな盤 (定格出力2.25kW未満)
ロ 合成樹脂用粉碎機
ハ ペレダイザー
ニ コルゲートマシン
ホ シェイクアウトマシン
ヘ ダイカスト機
ト 冷却塔 (定格出力0.75kW以上)

表3 指定振動施設

イ シェイクアウトマシン
ロ オシレイティングコンベア

表4 指定騒音作業

1 業として金属板(厚さ0.5mm以上)のつち打加工を行う作業
2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
3 業として電気のかぎり又は電気かななを使用する作業

・ 改善命令に違反する等の場合、罰則の適用があります。  
 ・ 必要な報告を求め、立入検査を行う場合があります。